

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	横浜法務総合庁舎耐震改修設計その2業務
業 務 概 要	横浜法務総合庁舎の改修にかかる設計意図を工事受注者に正確に伝えるために行なう業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保修 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契 約 年 月 日	平成23年 2月 2日
契 約 業 者 名	株式会社 浦野設計 東京本社
契 約 業 者 の 住 所	東京都文京区本郷三丁目3番12号
契 約 金 額	1,995,000円 (税込み)
予 定 価 格	2,289,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	<p>横浜法務総合庁舎耐震改修設計は、平成21年度に公募型プロポーザル方式により横浜地方法務局小田原支局外設計業務の設計者として特定された株式会社浦野設計東京本社が基本設計及び実施設計業務を実施した。</p> <p>本業務は、国土交通省告示15号(平成21年1月7日制定)の工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務である。業務内容は、工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、設計成果図書に基づき、質疑内容、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務(以下「設計意図伝達業務」)であり、横浜法務総合庁舎耐震改修設計に係る工事の実施において、工事受注者との打ち合わせや設計図書を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成、設計意図の伝達に係る施工図の確認及び仕上げ材料の色彩計画書を作成するものである。</p> <p>本業務は、横浜法務総合庁舎耐震改修設計に係る設計業務において全体の調整ととりまとめを行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しつくせないものについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるものであることから、設計業者がこれを行う必要がある。</p> <p>また、横浜法務総合庁舎耐震改修設計に係る設計業務については、設計内容の確定後でなければ設計意図伝達業務の内容及び必要業務量を確定できなかったところ、設計業務が終了し、設計者と協議のうえ設計意図伝達業務の必要業務内容を確定したことから、当該設計者と随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	神奈川県横浜市中区日本大通9
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	平成23年 2月 3日
履 行 期 間 (至)	平成23年10月31日
備 考	<p>適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>入札情報サービス (PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。</p>